

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง การขอรับสิทธิและประโยชน์ตามมาตราการส่งเสริมการลงทุนในพื้นที่เขตพัฒนาพิเศษภาคตะวันออก (EEC)
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุนที่ 2/2563

(非公式訳)

投資委員会事務局説明要領

件名: 投資委員会布告第 2/2563 (2020 年) 号に基づく東部経済回廊(EEC)での
投資促進政策に係る恩典の申請

仏暦 2563 年(2020 年) 1 月 15 日付投資委員会布告第 2/2563 号、件名: 東部経済回廊 (EEC) における投資促進措置に基づく恩典の申請手続きを明確にするため、投資委員会事務局は以下の通り発出する。

第 1 項 東部経済回廊 (EEC) の投資奨励政策に基づく恩典の申請手続き

1.1 教育機関との科学・技術分野における人材開発に関して協力がある場合、投資委員会事務局にて、仏暦 2564 年 (2021 年) の最終営業日までに“東部経済回廊 (EEC) における投資促進政策による追加恩典申請書”及び“協力覚書 (MOU) もしくは協力契約”を提出すること。

1.2 教育機関との協力計画は投資委員会の合意がなければならない。協力形態変更、職業訓練カリキュラムの変更及び職業訓練期間短縮などのすでに合意された協力計画の基本内容における修正・変更がある場合は、事前に事務局の合意が必要であり修正計画を申請すること。

1.3 東部経済回廊 (EEC) における投資促進政策の条件に基づき科学・技術分野での人材開発を行なう場合、法人所得税免除期間、又は免除金額の上限に達するまでに完了しなければならない。ただし、奨励証書発給日より5年以内とする。

1.4 協力計画に基づく実施監査を受けるための証明書類とは、投資委員会から合意された教育機関との協力計画通りに人材開発の実施を示す書類である。第 1.3 に定めた期間までに規定の職業訓練カリキュラムに参加する生徒や学生の登録人数など、その証明書類を事務局に提出しなければならない。

第2項 投資委員会が合意した教育機関との協力計画について

2.1 科学・技術分野における商業学校レベルの職業教育統合又は職業教育共同における運営

タイ職業教育委員会事務局（OVEC）の定めた規格に基づくデュアル職業訓練を指す。“デュアル職業訓練とは、教育機関が民間企業、国営企業もしくは国の機関と一緒に教育カリキュラムを作成、評定、評価を行なう両者が合意する職業教育システムで、学生が教育機関で一定期間学ぶほか、企業の現場で実地教育を受けるシステムである。企業の現場での職業訓練期間は必ず各教育プログラムの半分以上であること。なお、Por. Vor. Shor. レベルは1年6ヶ月以上の職業訓練期間であり、Por. Vor. Sor. は1年以上の職業訓練期間である。”

2.2 科学・技術分野における大学レベルの職業教育統合又は職業教育共同における運営

タイ高等教育科学研究イノベーション省（MHESI）、事務次官事務所の定めた規格に基づく共同教育を指す。“共同教育（Cooperative Education）とは、高等教育機関と企業側との協定で実施する職業教育システム、プロジェクトや日常業務を通じて理論と実践を統合し、大学生に実社会に参入する能力を高めることにより、現場での実践から得た体験と職場で役立つ特別なプロジェクトを活用する教育である。なお、企業の現場での職業訓練期間は16週間以上であること。”

2.3 科学・技術分野における商業学校及び大学レベルの職業教育統合又は職業教育共同における運営

タイ国立科学技術開発庁（NSDTA）の定めた規格に基づく職業統合学習を指す。“職業統合学習（WiL）とは、産業の需要に沿った科学・技術・イノベーション分野の人材の創出を目的とする。人材開発政策のとして学生は学校教育に加え、工場・企業のカリキュラムに基づく統合された研修を一定期間受講する。”

2.4 第2.1-2.3以外、投資委員会が合意したその他の人材を科学・技術分野において能力開発するための職業と学校教育とが統合された教育を運営する協力計画。

第3項 東部経済回廊 (EEC)における投資促進政策の追加恩典を申請するための書類は以下の通り。

3.1 東部経済回廊 (EEC)における投資促進政策の追加恩典申請書

3.2 生徒または学生に職業訓練を行うための企業側と教育機関との覚書 (MOU) または協力契約 (WiL の協力計画の場合は、NSTDA より事前に合意をもらう必要がある) 協力計画には以下の項目を有すること。

- (1) 協力する教育機関名および学部名又は学科名
- (2) 職業訓練に参加する学生数および工場における学校システムの教員の手配。それを東部経済回廊 (EEC)での投資促進政策に基づいて定めた規則に従うものとする
- (3) 学習カリキュラムおよび実習の概要
- (4) 協力計画の期間および実施計画

第4項 東部経済回廊 (EEC)における投資促進政策の対象外事業

4.1 A1 グループ、A2 グループ、A3 グループといった事業所のない事業

業種 1.7 深海漁業

業種 7.1.6.1 国際高速海洋通信回路回線サービス

業種 7.3.1 鉄道輸送

業種 7.3.3 海運輸送

業種 7.3.4 航空輸送

業種 7.22.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル

業種 7.28.4 患者、医者、または医療機器の搬送サービス (海運、陸運、または空運)

4.2 A1 グループ、A2 グループ、A3 グループといった事業所の立地条件が東部経済回廊 (EEC) 地域外である事業

業種 2.17 公共事業用建設資材およびプレストレスト・コンクリートの製造

業種 6.15 石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品などのボディケア製品の製造

業種 6.16 消耗品用のプラスチック製品の製造、例:プラスチック包装材

業種 6.17 パルプまたは紙から作られた製品の製造、例：紙箱
業種 7.24 工場、および／または倉庫のための建物開発
業種 7.28.3 病院

4.3 東部経済回廊(EEC)地域にプロジェクトが立地する場合、特別な追加恩典を付与する事業

業種 7.31 スマートシティ地域開発事業
業種 7.32 スマートシティのシステム開発事業

第5項 本説明書は仏暦 2563 年(2020 年)1 月 2 日付より提出された奨励申請書に適用する。

以上を通知する。

投資委員会事務局

仏暦 2563(2020 年)2 月 26 日